

実施方針等に関する質問・意見回答書

1. 実施方針に関する質問・意見

| No. | ページ | 大項目   | 中項目 | 細目             | 質 問                                                                                                                                                                           | 回 答                                                                                                         |
|-----|-----|-------|-----|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 4   | 第2章   | 1   | (5)            | ②マテリアルリサイクル推進施設の処理対象物である不燃・粗大ごみの量が3,212tとなっていますが、要求水準書(案)設計・建設業務編に記載の3,218tが正と考えて宜しいでしょうか。                                                                                    | ご理解の通りです。                                                                                                   |
| 2   | 4   | 第2章   | 1   | (6)            | 運営事業者として特別目的会社（SPC）の設立が求められておりますが、SPCから運営業務の委託を受けて運営業務を実施する構成員が直接貴連合と運営維持管理業務委託契約を締結することは可能でしょうか。DBO方式であっても、SPCを設立せずとも、要求水準書等及び特定事業契約に従い運営業務を履行することが可能であり、弊社でも実績があるため伺います。    | 入札・公告までに検討し、決定します。                                                                                          |
| 3   | 5   | 第2章   | 1   | (11)           | 「運営・維持管理業務の委託期間は20 年間としているが、～広域連合の定める引渡し時における要求水準を満足する状態に保って、広域連合に引継ぐものとする。」とございますが、要求水準書(案)運営・維持管理業務編 P10 第1章 第4節 5 本事業期間終了時の引渡し条件を満たせば問題ないという理解でよろしいでしょうか。                  | ご理解の通りです。                                                                                                   |
| 4   | 6   | 第 2 章 | 1   | (12) 1) (ア) ③  | 「広域連合が提示する調査結果以外に必要な事前調査」と記載がございますが、現時点でご想定 of 調査内容をご教示いただけますでしょうか。                                                                                                           | 建築確認申請時に必要となった場合の地質調査が想定されます。                                                                               |
| 5   | 6   | 第2章   | 1   | (12) 1) (ア) ⑥  | 近隣対応（民間事業者が対応すべき範囲）とは、「民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望等」との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                         | ご理解の通りです。                                                                                                   |
| 6   | 6   | 第2章   | 1   | (12) 1) (イ)    | 民間事業者が行う業務の中に、最終生成物等の運搬・資源化業務の記載が見当たりませんが、運転管理業務の中に含んでいるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                      | ご理解の通りです。                                                                                                   |
| 7   | 6   | 第2章   | 1   | (12) 2) (ア) ①  | 貴連合または構成市町が行う業務のうち、敷地造成について、「盛土の地盤強度」をご教示願います。                                                                                                                                | 土木工事関係共通仕様書（熊本県土木部）及び 土木工事施工管理基準（熊本県土木部）の盛土規定の考え方より判断してください。                                                |
| 8   | 6   | 第2章   | 1   | (12) 2) (ア) ①  | 貴連合または構成市町が行う業務のうち、敷地造成の「盛土の仕様について」人頭大を超えるような岩石など、工事に障害となるものは無いと考えて宜しいでしょうか。ある場合は別途精算対象と考えてよろしいでしょうか。                                                                         | 盛土材には指摘のような岩石は含みません。<br>現状において存在する三面張り水路のブロック積、水路底コンクリート、道路部コンクリート舗装、重力式擁壁、法尻部かごマットは残地のままですが、これによって清算はしません。 |
| 9   | 7   | 第2章   | 1   | (13) 2)        | 資源物の売却益は広域連合に帰属とありますが、要求水準書(案)運営・維持管理業務編のP.17 第3章第8 節1)には最終生成物の売却益は運営事業者帰属とあります。これは、エネルギー回収型廃棄物処理施設で発生する最終生成物の売却益は運営事業者帰属、マテリアルリサイクル推進施設で発生する資源物の売却益は貴連合に帰属するものと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。                                                                                                   |
| 10  | 7   | 第 2 章 | 1   | (14)           | 「売電収入は広域連合に帰属するものとする」とありますが、より積極的な運営・維持管理業務を達成するために、運営事業者へのインセンティブはお考えいただけませんか？                                                                                               | 記載の通りとします。                                                                                                  |
| 11  | 7   | 第2章   | 1   | (14)           | 売電による収入は貴市に帰属するとありますが、売電先については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                           | 提案を認めます。                                                                                                    |
| 12  | 7   | 第2章   | 1   | (14)           | 売電収入に関して、事業者の努力により計画以上に売電量が増加した場合、事業者に対するインセンティブの付与はあるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                        | No10 参照                                                                                                     |
| 13  | 8   | 第 3 章 | 2   | (1)            | 概要説明会とは対面的対話のことでしょうか。入札公告時に要求される資料にもありますが、1回目の回答から2週間程度しかなく、時期を後ろに倒す検討をしていただけないでしょうか。                                                                                         | 可能な限り配慮します。                                                                                                 |
| 14  | 8   | 第 3 章 | 2   | (1)            | 入札公告後も新型コロナが終息しない場合、状況次第では、スケジュールが遅れるまたは遅らせる可能性はありますでしょうか。例えば、現地見学会予定月で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている場合でも見学会は開催するか否か、遅らせる場合、その後のスケジュールが後ろ倒しになるか否かご教示願います。                          | 今後の状況により、スケジュールの先送りも含めて判断することもあり得ますが、現状においてはその考えはありません。                                                     |
| 15  | 8   | 第 3 章 | 2   | (1)            | 入札公告時等で予定価格の公表はありますでしょうか。                                                                                                                                                     | 予定価格は公表します。                                                                                                 |
| 16  | 8   | 第 3 章 | 2   | (1)            | 落札者の決定から仮契約の締結までの期間について、SPCの設立には登記などの手続きが必要であり、一定期間を要します。計画的かつ確実な契約締結をすべく、上記期間を2か月間ほど確保いただけないでしょうか。                                                                           | 仮契約の締結を令和 4（2022）年11月上旬まで猶予する方向で調整します。                                                                      |
| 17  | 10  | 第 3 章 | 3   | (1) 1)         | 「複数の企業で構成する企業グループ」と記載がございますが、1社で全ての要件を満たした場合、1社でも応募可能でしょうか。                                                                                                                   | 特定建設工事共同企業体での応募を求めています。                                                                                     |
| 18  | 12  | 第3章   | 3   | (2) 2)         | 各業務を行うものの要件の中で、同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも1社が次の該当する要件を満たすこととありますが、(ア)においては該当する1社が①～④の全てを満たす必要があるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                  | ご理解の通りです。                                                                                                   |
| 19  | 12  | 第 3 章 | 3   | (2) 2)         | 特定建設共同企業体は甲型、乙型ともに認められると解釈してよろしいでしょうか。                                                                                                                                        | ご理解の通りです。                                                                                                   |
| 20  | 12  | 第 3 章 | 3   | (2) 2)         | 各業務を行う者の要件における実績については、提案機種における実績で全ての要件を満たすことが必要という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                               | 提案機種に限定しません。                                                                                                |
| 21  | 12  | 第 3 章 | 3   | (2) 2)         | 特定共同企業体にて施工を行う場合、土木建築工事時には土木建築担当構成員から監理技術者を専任し、後にプラント設備工事が着工する際にはプラント設備担当構成員から監理技術者を追加で専任すると解釈してよろしいでしょうか。                                                                    | ご理解の通りです。                                                                                                   |
| 22  | 12  | 第 3 章 | 3   | (2) 2)         | プラント設備工事において、設計製作期間と工事期間で監理技術者の交代は認められますでしょうか。                                                                                                                                | 認めます。                                                                                                       |
| 23  | 12  | 第3章   | 3   | (2) 2) (ア) ③   | 参加資格要件の(ア)の③に記載の「元請」とはJVの場合での元請実績もこの要件に合致するものとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                  | ご理解の通りです。                                                                                                   |
| 24  | 12  | 第 3 章 | 3   | (2)2) (ア) ③ ii | 本施設と同様、エネルギー回収型廃棄物処理施設に併設された実績も認められるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                          | ご理解の通りです。                                                                                                   |
| 25  | 12  | 第 3 章 | 3   | (2)2) (ア) ④    | 建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置する期間は、本工事のプラント設備の建設工事着工以降と考えてよろしいでしょうか                                                                                               | 工事着工当初から配置して下さい。<br>ただし、No22を参照下さい。                                                                         |
| 26  | 12  | 第3章   | 3   | (2) 2) (イ) ④   | 清掃施設工事に係る監理技術者と建築一式工事に係る監理技術者のそれぞれ記載がありますが、同一社が行う場合は清掃施設工事の監理技術者のみを専任で配置することによろしいでしょうか。                                                                                       | 同一社であってもそれぞれ配置して下さい。                                                                                        |
| 27  | 12  | 第 3 章 | 3   | (2)2) ウ②       | 「本施設と同種または類似の建築物の施工実績を有すること。」とありますが同種または類似の建築物とは第3章3. (2)2) (ア) ③に示す内容と理解してよろしいでしょうか。                                                                                         | 概ねご理解の通りですが、③に記載の内容を厳密に満足するようには求めています。                                                                      |

| No. | ページ    | 大項目   | 中項目 | 細目         | 質 問                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 回 答                                                                                           |
|-----|--------|-------|-----|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28  | 12     | 第 3 章 | 3   | (2)2) ウ④   | 「建設業法における建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること」とございますが、任意としていただけないでしょうか。<br>(2)2)(ア)④にございます「清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者」が上記業務を兼務することで、本施設の監理が可能だと考えております。                                                                                                                                          | 記載の通りとします。                                                                                    |
| 29  | 12     | 第 3 章 | 3   | (2)2)      | 「本事業の設計・建設業務を行う者は、次の(ア)、(イ)、(ウ)の要件をそれぞれ満たす複数者による特定建設工事共同企業体で構成すること。」とありますがすべて要件を代表企業が満たした場合、特定建設工事共同企業体を結成せずに応募してもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                    | 特定建設工事共同企業体での応募を求めます。                                                                         |
| 30  | 12     | 第 3 章 | 3   | (2)2)      | 各実績を有することが参加資格要件として記載されてございますが、納入実績や運転管理実績の証明につきましては、各要件が記載されている契約書（鑑及び該当部分）や要求水準書（鑑及び該当部分）、パンフレット等を添付して証明すれば足りると理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                 | ご理解の通りです。                                                                                     |
| 31  | 12     | 第 3 章 | 3   | (2)2)      | 焼却施設の運転管理実績について、運転及び維持管理を実施する企業が出資するSPCにて当該業務を実施している場合、SPC名の契約書（鑑及び該当部分）及び当該SPCの出資者構成が把握可能な資料を添付して証明すれば足りると理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                       | ご理解の通りです。                                                                                     |
| 32  | 13     | 第 3 章 | 3   | (2) 2)     | (エ) ③の『ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設で、95t/日以上 of 施設（1 年以上の稼働及び1 系列あたり90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、保全等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者』の配置については、(エ) ③の条件を満たせば、本事業で提案する処理方式と異なる処理方式の施設（ストーカ式又はシャフト炉）での経験を有する技術者の配置も可能との解釈でよろしいでしょうか。                                                  | ご理解の通りです。                                                                                     |
| 33  | 13     | 第3章   | 3   | (2) 3) (ウ) | 構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、、、、とありますが、参加資格を欠くことで失格するリスクを地元企業が負いづらく、協力企業として参加する地元企業の参加意欲が減退するため、構成員のみとして頂けないでしょうか。                                                                                                                                                                                 | ご指摘の方向で検討します。                                                                                 |
| 34  | 14     | 第 3 章 | 5   | (2)        | 「落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。」とありますが、特定目的会社設立に少なくとも2カ月程度の期間が必要と考えます。<br>スケジュールでは「落札者の決定（令和4（2022）年9月上旬）、事業契約仮契約締結（令和4（2022）年10月下旬）」とありますが、2カ月は確保するようにご検討をお願いできませんでしょうか。                                                                                                                | No16 参照                                                                                       |
| 35  | 14     | 第3章   | 5   | (2)        | 特別目的会社を設置する必要がある場合は、運営開始前までに設立すればよいことにさせて頂けないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                             | 記載の通りとします。                                                                                    |
| 36  | 15     | 第3章   | 5   | (2) 1)     | SPCの所在地については、運営後、本施設内への移転としてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                         | 可とします。                                                                                        |
| 37  | 15     | 第 3 章 | 5   | (2) 1)     | 特別目的会社の設立場所は効率的な運営が可能という観点から、本事業敷地内としてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                               | 可とします。                                                                                        |
| 38  | 15     | 第 3 章 | 5   | (2) 2)     | 特別目的会社への出資について代表企業以外は出資比率に制限はないものという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                               | ご理解の通りです。                                                                                     |
| 39  | 16     | 第 4 章 | 3   |            | 民間事業者のサービスが十分に達せられない場合、是正勧告を行い、是正策の提出。実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができるとあります。この減額についての発動は、是正改善、確認期間の猶予期間を設定していただけないでしょうか。                                                                                                                                                                            | 設定する予定ですが、詳細は入札説明書によります。                                                                      |
| 40  | 16     | 第 4 章 | 4   | (2)        | 構成市町の支店、営業所も含まれるのか、地元企業の定義についてご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                          | 構成市町に法人税を納めている企業または、構成市町の住民を雇用している企業を地元企業と定義します。                                              |
| 41  | 16     | 第4章   | 4   | (2)        | 地元企業からの用役、材料の調達、納品についての配慮とありますが、ここでのいう地元企業とは、P9 第三章、3に記載の通り、構成市町に本社、本店がある企業を指すという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                  | No40 参照                                                                                       |
| 42  | 19     | 第 7 章 | 3   | (2) (3)    | 設計・建設業務期間や運営・維持管理期間において、一定の期間内に協議が整わない場合の契約解除に言及しておりますが、「一定の期間内」とはどれ位の期間を想定されていますでしょうか。                                                                                                                                                                                                         | 契約書に明記します。                                                                                    |
| 43  | 添付資料2  |       |     |            | 運営業務委託契約は連合様と運営事業者（S P C）との間で締結となっておりますが、最終生成物等の資源化に関する運搬、資源化に関する契約はそれぞれ連合様と運搬企業及び資源化企業等と別途締結されるという理解でよいでしょうか。運営維持管理業務の要求水準書(案)の中には、最終生成物等の資源化が業務範囲に含まれており、運営事業者が行う業務となっております。ここで最終生成物等とは焼却方式の場合、焼却灰、飛灰、鉄、アルミ、不燃物等、熔融方式の場合、スラグ、メタル、飛灰、鉄、アルミ、不燃物等となっております。契約スキームの中に最終生成物等の資源化にかかる契約がわかるよう教示ください。 | 最終生成物等の資源化に関する運搬、資源化に関する契約は、それぞれ広域連合、S P C、運搬企業または資源化企業での三者契約を予定しています。                        |
| 44  | 添付資料-3 |       |     |            | 資源物の異物・不適物について「焼却または最終処分」するとなっておりますが、最終処分するものに関しては要求水準書(案)運営・維持管理業務編 P.17 第3章 第8節 4)に記載の「最終生成物のうち資源化困難なもの」に該当し、処分費用は運営事業者で負担するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                   | ご理解の通りです。                                                                                     |
| 45  | 添付資料-4 |       |     |            | 住民対応リスクについて、「民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望等に関するものとは、どのような事象を想定されていますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                      | 一例を挙げると、工事中の騒音・振動、濁水、粉じん等へのクレーム、計量受付時における接客態度へのクレーム、公害防止基準超過に対するクレーム、業務に従事する事業者が加害者となった事故等です。 |
| 46  | 添付資料-4 |       |     |            | 「民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望等に関するもの」は事業者が分担することとなっておりますが、提案内容等において、貴連合との協議、ご了承のうえで実施したものに対する住民等の反対運動につきましては、事業者と貴連合が対応するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                      | ご理解の通りです。                                                                                     |
| 47  | 添付資料-4 |       |     |            | 法令変更リスクについて、消費税の変更については、事業費等、本事業に直接関連してきますので、本事業に直接関連する法令・税制度の変更等に関するものに分類されるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                   | ご理解の通りです。                                                                                     |
| 48  | 添付資料-4 |       |     |            | 不可抗力リスクについて、新型コロナウイルスによる影響は不可抗力に該当するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                            | 感染症における影響でも、社会的まん延に起因する場合と、作業員の不摂生に起因する場合では解釈が異なり、一概に定義できる内容ではありません。                          |

| No. | ページ    | 大項目 | 中項目 | 細目 | 質 問                                                                                                                                                                            | 回 答                                                                                                                    |
|-----|--------|-----|-----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 49  | 添付資料-4 |     |     |    | 不可抗力リスクや物価変動リスクで、一定額以内の増加費用については事業者負担となっておりますが、一定額についての基準は、入札公告時に公表される契約書（案）に具体的（明確）に記載されるという理解でよろしいでしょうか。なお、一定範囲の設定値によっては民間事業者の分担から脱しないケースがありますので、一定の範囲を設定せず貴連合の分担にならないでしょうか。 | 一定額についての基準は、入札公告時に公表する契約書（案）で具体的に記載します。                                                                                |
| 50  | 添付資料-4 |     |     |    | 「天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用」は事業者の帰責となっておりますが、「一定額」の定義につきまして入札公告時にお示しいただけるということでしょうか。                                                                                         | 入札公告時に契約書（案）で示します。                                                                                                     |
| 51  | 添付資料-4 |     |     |    | 不可抗力リスクとして「天災、暴動等の不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用」との記載がありますが、工期に関してもご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、不可抗力には新型コロナウイルス等の未知の感染症も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。                                             | 工期に対しても協議の対象になり得ます。また、未知の感染症に関しては、No48の解釈によります。                                                                        |
| 52  | 添付資料-4 |     |     |    | 不可抗力リスク、物価変動リスク(建設段階・運営段階)において、「一定額以内」および「一定の範囲内」の記載がありますが、これらは入札公告時に定量的にご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。                                                                             | 入札公告時に契約書（案）で示します。                                                                                                     |
| 53  | 添付資料-4 |     |     |    | リスクの内容として、地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの」とありますが、想定される地中障害物があれば、資料とともにご提示をお願いします。また、土壤汚染は無いと考えてよろしいでしょうか。                                                                    | 別添資料1に示す地下排水管は造成工事において敷設します。<br>土壤汚染はありません。<br>また、現況において存在する三面張り水路のブロック積、水路底コンクリート、道路部コンクリート舗装、重力式擁壁、法尻部かごマットは残地のままです。 |
| 54  | 添付資料-4 |     |     |    | 添付資料-4 リスク分担（案）建設段階 物価変動リスクにおいて、『物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増大（一定の範囲内）』とありますが、『一定の範囲内』の差す範囲を数値でご提示頂けますでしょうか。                                                                          | No52 参照                                                                                                                |
| 55  | 添付資料-4 |     |     |    | 施設の破損リスク等についての分担記載がありませんが、民間事業者に起因する負担は民間事業者、それ以外の起因は貴連合殿のご負担という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                  | ご理解の通りです。                                                                                                              |
| 56  | 添付資料4  |     |     |    | 新型コロナ等の感染症は、令和2年4月17日付で国土交通省より通達された「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（国土建第7号）に基づき、不可抗力に該当すると考えてよろしいでしょうか。                                                      | ご理解の通りです。ただし、当該通達が見直された場合はや新規通達が発せられた場合はそれらによります。                                                                      |
| 57  | 添付資料4  |     |     |    | 物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の算出について、プラントと土木建築は各々の物価変動状況が異なるため、各々に適した指標にて算出し、各々で分離して精算すると考えてよろしいでしょうか。                                                                                   | ご理解の通りです。ただし、適用する指標は協議により受発注者で同意出来たものとしします。                                                                            |
| 58  | 添付資料4  |     |     |    | ごみ搬入量が計画量を大幅に超え、受付などの増員、稼働率増加による想定外の設備劣化等による費用の増加が発生した場合は清算していただけるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                              | 変動費での精算の範疇を明らかに超えると判断された場合には、協議により別途精算することもあり得ます。                                                                      |
| 59  | 添付資料4  |     |     |    | 「天災・暴動等不可抗力によるもののうち”一定” 額以内の増加費用」および「物価変動(インフレ、デフレ)に係る費用の増大(”一定” の範囲を超えた部分)」の”一定” 額とは、公共工事標準請負契約約款に準じて請負代金額の1 %と考えてよろしいでしょうか。                                                  | 入札公告時に契約書（案）で示します。                                                                                                     |

2. 要求水準書（案）設計・建設業務編に関する質問・意見

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目             | 質 問                                                                                                                                                                                                                   | 回 答                                                                                                                                                                         |
|-----|-----|-----|-----|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 3   | 第1章 | 第1節 | 7.1)<br>(1)    | 添付資料-2「地質調査結果」の提供をお願い致します。                                                                                                                                                                                            | 8月12日に公表しております。                                                                                                                                                             |
| 2   | 3   | 第1章 | 第1節 | 7.1)<br>(2)    | 「積雪荷重 20N/㎡（垂直最深積雪量20cm）」とありますが、降雪による除雪作業が発生する場合があると考えてよろしいでしょうか。その場合、実績における平均的な発生頻度(回/年)をご教示ください。                                                                                                                    | 現在の本渡センターの実績では除雪作業したことはありませんが、凍結防止剤の事前散布を平均して年1～2回程度実施しています。                                                                                                                |
| 3   | 3   | 第1章 | 第1節 | 7.2)           | 日影規制について指定なしと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                            | ご理解の通りです。                                                                                                                                                                   |
| 4   | 3   | 第1章 | 第1節 | 7.2)<br>(4)(5) | (4)建蔽率、(5)容積率の記載がありませんが、指定なしと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                            | ご理解の通りです。                                                                                                                                                                   |
| 5   | 3   | 第1章 | 第1節 | 7.3)<br>(1)    | 環境施設面積率25%は、全て緑化とする事は可能でしょうか。不可の場合、緑化率20%は含む事が可能でしょうか。                                                                                                                                                                | 環境施設面積率は緑地を含めて25%以上です。全て緑化とする場合は、緑化率20%以上です。                                                                                                                                |
| 6   | 3   | 第1章 | 第1節 | 7.5)<br>(2)    | 上水の引込取合い点を図示にてご教示ください。また、接続点の水道本管口径をご教示ください。                                                                                                                                                                          | 取合いは添付資料-1に図示した受水槽です。当該受水槽には既存施設（本渡地区清掃センター）に送水する送水ポンプを敷地造成工事において設置します。この送水ポンプ仕様は別添資料2の通りです。                                                                                |
| 7   | 3   | 第1章 | 第1節 | 7 (5)          | 5)敷地周辺設備（2）用水<br>上水取合い点添付資料-1「○：受水槽」以降との考えで宜しいでしょうか。その場合、往路予定地への給水配管敷設も本工事範囲に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                       | ご理解の通りです。                                                                                                                                                                   |
| 8   | 4   | 第1章 | 第1節 | 8              | 工期について、「着工予定 契約締結日（令和4（2022）年11月下旬）」との記載の他に、「工事範囲外1）敷地造成及び進入路工事（令和6年3月完了予定）」とあります。<br>現地工事着工は、令和6年4月以降と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                  | 原則、そのようにお考え下さい。                                                                                                                                                             |
| 9   | 5   | 第1章 | 第2節 | 1 1) (1)       | エネルギー回収型廃棄物処理施設に示されている年間処理量には、シャフト炉の場合に実施方針添付資料-3（2/2）に示される処理対象物である破碎不燃残渣が含まれていませんが、破碎不燃残渣処理量をご教示いただけますでしょうか。また、破碎不燃残渣も処理する場合、公称能力は増やさず、運転日数を増加させて処理を行うという理解で宜しいでしょうか。                                                | 残渣量は実績データがないため不明です。<br>公称能力に対する考え方はご理解の通りです。                                                                                                                                |
| 10  | 5   | 第1章 | 第2節 | 1 1) (1)       | 切断機能力および可燃性粗大ごみ貯留ヤードの計画に当たり、直接焼却に含まれる可燃性粗大ごみの量をご提示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                        | 実績データがないため不明です。                                                                                                                                                             |
| 11  | 5   | 第1章 | 第2節 | 1 2) (1)       | エネルギー回収型廃棄物処理施設に示されているごみ質は、処理残渣可燃物、し尿処理施設からのし渣・汚泥等、災害廃棄物を含んだごみ質との認識でよろしいでしょうか。また、シャフト炉の場合、実施方針添付資料-3（2/2）に示されるように破碎不燃残渣も処理対象物に含みますが、計画ごみ質には破碎不燃残渣は含まれていないとの認識でよろしいでしょうか。不燃残渣が含まれていない場合はそのごみ質を事業者にて設定するという事でよろしいでしょうか。 | 計画ごみ質は、過去の分析実績から得られた値であるため、現状において日常的に処理している処理残渣可燃物、し尿し渣・汚泥は反映されています。しかし災害廃棄物については、日常的に搬出されるものではないため、これが大量に搬出される非常時のごみ質を十分に反映した値とまでは言えません。また不燃残渣はごみ質に反映していないため、事業者にて設定して下さい。 |

| No. | ページ      | 大項目   | 中項目   | 細目         | 質 問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 回 答                                                                                                                                                                        |
|-----|----------|-------|-------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12  | 6        | 第 1 章 | 第 2 節 | 1. 2) (1)  | エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理対象物には、可燃性粗大ごみ、処理残渣可燃物（可燃残渣）、し<br>渣・汚泥が含まれますが、提示されている計画ごみ質にも、当該対象物分が含まれていると考えてよろし<br>いでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ご理解の通りです。                                                                                                                                                                  |
| 13  | 6        | 第 1 章 | 第2節   | 1 2) (1)   | エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画ごみ質は、p. 5の処理対象物（災害廃棄物含む）全てが包含され<br>たごみ質との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 災害発生時においてこれが大量に搬入された場合まで網羅した値ではありません。                                                                                                                                      |
| 14  | 6        | 第 1 章 | 第2節   | 1 2) (1)   | 先般「プラスチック資源循環促進法」が国会で成立しましたが、エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画<br>ごみ質は、この要素も加味されたものとの理解でよろしいでしょうか。<br>同様に、p. 5のエネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設の年間処理量も、これ<br>を加味したものとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                   | 加味していません。                                                                                                                                                                  |
| 15  | 6        | 第 1 章 | 第2節   | 1 2) (1)   | エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画ごみ質に記載の低位発熱量は、単位kJ/kgの方を正として考えれ<br>ばよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ご理解の通りです。                                                                                                                                                                  |
| 16  | 6        | 第 1 章 | 第2節   | 1 2) (1)   | エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画ごみ質の設定においては、年4回×3年以上のごみ質調査結果等を<br>踏まえ設定されたものと思料しますが、その設定根拠をお示しいただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 計画ごみ質は、広域連合管内 5 施設での 8 年分（年 4 回）の分析値をもとに、各施設の年間処理量で加重<br>平均して求めています。このとき低位発熱量は個々のデータの三成分から、220 B－25Wとして算出して<br>います。また、元素組成は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」 P 214の簡易推算法により<br>ます。 |
| 17  | 7        | 第 1 章 | 第2節   | 5. 1)      | 適正な操炉計画の立案のため、日量搬入量の実績データのご提示をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 集計作業が必要なため、入札公告時に再質問してください。                                                                                                                                                |
| 18  | 7        | 第 1 章 | 第2節   | 5          | 搬入車両ごとの平均・最大台数が明記されていますが、誘導員体制及び配置動線計画を検討するため、搬<br>入車両の種類(委託・許可業者、一般持込み車)、搬入時間、搬入重量、搬入ごみ種等がわかる計量実績<br>データを入札公告時に開示していただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 該当するデータは集計していません。                                                                                                                                                          |
| 19  | 7        | 第 1 章 | 第2節   | 5          | 委託収集車両に記載の10tパッカー車の主要諸元をご教示願います。<br>主要諸元：①全長②全幅③全高④車輪距離・前⑤車輪距離・後⑥ホイールベース長⑦排出時地上高さ⑧最<br>小回転半径                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現在10 t パッカー車での搬入実績は無く、将来的な対応としての要求です。したがって、標準値を仮定し<br>て下さい。                                                                                                                |
| 20  | 7        | 第 1 章 | 第2節   | 5          | 許可車両に記載の8tダンプ車（嵩上げ）の主要諸元をご教示願います。<br>主要諸元：①全長②全幅③全高④車輪距離・前⑤車輪距離・後⑥ホイールベース長⑦排出時地上高さ⑧最<br>小回転半径                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | No. 19を参考に設定してください。                                                                                                                                                        |
| 21  | 7        | 第 1 章 | 第2節   | 5 1)       | 搬入車両の台数において、延べ最大と平均の台数が記載されておりますが、1日の時間最大と時間平均の<br>台数を各対象車両についてご教示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 該当するデータは集計していません。                                                                                                                                                          |
| 22  | 7        | 第 1 章 | 第2節   | 5          | 搬入車両の全長や最小回転半径などの車輛諸元をご教授願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | No. 19、20参照                                                                                                                                                                |
| 23  | 8        | 第 1 章 | 第2節   | 7 2) (1)   | 「① 不燃・粗大ごみ処理設備 受入・供給 不燃ごみ〔ビットアンドクレーン方式＋受入ホップ直投〕」<br>とありますが、不燃ごみ中のスプレー缶の除去や火災の原因が多くなっているリチウムイオン電池の除去<br>などに優れている受入ヤード方式としても宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ヤード方式で不燃ごみ 7 日分の貯留が可能であれば提案を可とします。                                                                                                                                         |
| 24  | 8        | 第 1 章 | 第2節   | 7. 2) (1)  | 窒素酸化物の処理方式は「無触媒脱硝方式」とありますが、公害防止基準値を超えないことを条件に、燃<br>焼制御方式の提案をお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 記載の通りとします。                                                                                                                                                                 |
| 25  | 8        | 第 1 章 | 第2節   | 7 2) (1)   | 「⑨ 飛灰処理設備 通常時：〔 〕 また非常時に薬剤処理方式」とありますが、P-102には「飛灰<br>搬出室（必要に応じて設置する） 未処理飛灰を資源化処理する場合に、粉粒体運搬車へ未処理飛灰を積<br>込むための室である。」とありますので、通常時は、薬剤処理方式と理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 通常時には資源化し、非常時のみ薬剤処理のうえ埋立処分することを理想と考えています。                                                                                                                                  |
| 26  | 11       | 第 1 章 | 第2節   | 11 2)      | 生活排水もクローズドになっておりますが、生活排水については浄化槽を設け適切に処理することで放流<br>を認めていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 放流は出来ません。                                                                                                                                                                  |
| 27  | 13       | 第1章   | 第2節   | 12 1)      | 処理後飛灰及び処理後溶融飛灰の基準の記載がありますが、資源化を行う場合は、記載の基準を適用しな<br>くてもよい、という理解でよろしいでしょうか。一方、資源化先が何らかの理由で受入できなくなった場<br>合のために設けられた基準という認識です。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ご理解の通りです。                                                                                                                                                                  |
| 28  | 14       | 第 1 章 | 第2節   | 12 3)      | 焼却灰（主灰）の重金属類の溶出基準は定められないとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ご理解の通りです。                                                                                                                                                                  |
| 29  | 14       | 第 1 章 | 第2節   | 13 5)      | 「(3)屋根雨水は積極的に利用し、その他場内雨水は放流可能な水質を確保した上で、公共用水域へ放流<br>すること。」とありますが、放流可能な水質の基準をご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | S S 25mg/ℓ以下を必須とし、目標は10mg/ℓ以下として下さい。                                                                                                                                       |
| 30  | 14 (123) | 第 1 章 | 第2節   | 13. 5) (3) | P. 14は「屋根雨水は積極的に利用し、その他場内雨水は放流可能な水質を確保した上で、公共水域へ放流<br>すること。」と記載があり、P. 123は「工場棟屋根に降った雨は、（省略）使用水量以上の雨水は、未処<br>理での放流を可とする。」とあります。余剰屋根雨水の処理方法は、後者を正として考えて宜しいでしょ<br>うか。また、公共水域とは、添付資料-1の調整池と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                 | 余剰屋根雨水は、その他場内雨水と同様の解釈とします。                                                                                                                                                 |
| 31  | 14       | 第 1 章 | 第2節   | 13 5)      | 雨水排水の余剰分は公共水域に放流するとありますが、放流側溝の位置、深さと本事業用地内の雨水の排<br>水可能量をご教授願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | No. 42により開示する実施設計図面により確認願います。                                                                                                                                              |
| 32  | 15       | 第 1 章 | 第2節   | 15         | 2) (1)に「万一の火災に備え散水設備を設けること。」とありますが、防火水槽等消防法規に基づく設備<br>設置で消防当局市道に基づく設置と考えてよろしいでしょうか。<br>もしくは、任意設置の設備を想定されている場合、設備仕様をご教示願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 防火水槽等消防法規に基づく設備設置で消防当局指導に基づく設置と考えて下さい。                                                                                                                                     |
| 33  | 15       | 第 1 章 | 第2節   | 15 2) (1)  | 「消防関連法令及び消防当局の指導に従って、」とありますが、入札前段階にて所轄消防への各種ご指導<br>を伺いに行くことは可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 事前に日程調整のうえ来庁される場合には対応可能です。ただし、コロナ禍ゆえ最小人数でお願いしま<br>す。                                                                                                                       |
| 34  | 19       | 第 1 章 | 第 4 節 | 1. 2)      | 【国等による環境物品の調達に関する法律第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する<br>基本方針」に沿って環境物品等の採用を考慮すること。ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合<br>は下記を原則とし、事前に広域連合の承諾を受けるものとする。<br>2）原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。】とありますが、以<br>下2点についてご教示ください。<br><br>①ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を<br>海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。<br><br>②ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨、燃焼装置・給じん装置等については材料証明書などから成分・強度<br>がJIS規格と同等と確認できる海外規格材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょ<br>うか。 | ご理解の通りです。<br>ただし、1)、3)、4)、5)を満たすことが前提です。                                                                                                                                   |

| No. | ページ | 大項目   | 中項目   | 細目       | 質 問                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 回 答                                                                                                                |
|-----|-----|-------|-------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 35  | 21  | 第 1 章 | 第5節   | 3        | 2)受注者の負担「ただし、売電を含みスラグ売却等により売却益が発生する場合の帰属先は建設事業者とする。」とありますが、マテリアルリサイクル推進施設から排出される有価物及び資源物も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                         | 実施方針「添付資料-3 役割分担概念図」の通りです。                                                                                         |
| 36  | 24  | 第1章   | 第6節   | 2 2)     | 引渡性能試験方法の表中4焼却灰において、熱しゃく減量のみの規定となっています。一方でP14 3)焼却灰の基準では、焼却灰（主灰）のダイオキシン類の含有基準についても規定がありますので、試験項目にはダイオキシン類も必要との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                           | ご理解の通りです。                                                                                                          |
| 37  | 24  | 第1章   | 第6節   | 2 2)     | 焼却灰の溶出試験項目の記載がありませんが、資源化先が何らかの理由で受入できなくなった場合に備え、引渡性能試験では飛灰、溶融飛灰と同様に焼却灰の溶出試験も必要との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                         | 焼却灰については熱しゃく減量とダイオキシン類のみ必要です。                                                                                      |
| 38  | 24  | 第 1 章 | 第6節   | 2 2)4    | 熱しゃく減量のサンプリングについて、平成29年4月30日に発行されました「ごみ焼却施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」により、熱しゃく減量測定時の注意事項として、『水冷された焼却灰の熱しゃく減量は、水和物の影響を大きく受けるため、燃焼管理で明確に未燃分の把握をするためには「水冷前の灰の採取」or「灰の炭素量の測定」が必要』との主旨の記載が加われました。 焼却炉性能の指標である熱しゃく減量においては、湿灰ではなく、乾灰でのサンプリング・分析でよろしいでしょうか。また、上記が良い場合、サンプリング場所は焼却灰搬出装置入口でもよろしいでしょうか。                  | ご理解の通りです。                                                                                                          |
| 39  | 25  | 第1章   | 第6節   | 2 2)     | 非常用発電機の性能試験に記載されているJIS B 8041はガスタービンの基準でありますので、非常用発電機の性能試験は工場検査時の記録をもって性能試験と変えることとしていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                      | JIS B 8009の誤記でした。                                                                                                  |
| 40  | 26  | 第1章   | 第6節   | 2 2)     | 破袋・除袋基準の記載がありますが、基準を明示いただけませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                       | 個数割合でいずれも95%以上とします。                                                                                                |
| 41  | 29  | 第1章   | 第7節   | 1 2) (2) | 防水工事等の保証期間は「建築工事共通仕様書（最新版）」を基本とありますが、保証期間の記載は有りません。防水工事については10年の保証期間と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                    | 当該仕様書に保証期間の記載がないのは承知しています。10年と考えて頂ければ問題ありません。                                                                      |
| 42  | 32  | 第 1 章 | 第 8 節 | 4        | 工事範囲外である敷地造成及び進入道路工事(令和6年3月完了予定)の設計図面をご提示願います。                                                                                                                                                                                                                                                        | 希望者には開示しますので申し出てください。<br>ただし、代表企業となるものに限ります。<br>なお、開示に際しては、当該資料の第三者への再開示を禁止するとともに、これを制約する書面の提出を求めます。               |
| 43  | 32  | 第 1 章 | 第 8 節 | 4. 1)    | 工事範囲外として「敷地造成及び進入道路工事」とありますが、本事業への敷地（A=17,750㎡およびA=2,700㎡）および進入道路の引渡条件が分かる資料（造成工事、進入道路工事、雨水排水工事設計図・計画図等）をご提示頂きたく願います。また、本工事敷地（A=17,750㎡およびA=2,700㎡）と周辺地盤のレベルをご教示ください。                                                                                                                                 | No. 42参照                                                                                                           |
| 44  | 32  | 第 1 章 | 第 8 節 | 4. 1)    | 別途実施される敷地造成及び進入道路工事の工事工程をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                                     | 別添資料 3 参照                                                                                                          |
| 45  | 32  | 第1章   | 第8節   | 4 2)     | 工事範囲外である1)敷地造成工事が令和6年3月完了予定となっていますが、建設予定地の大地抵抗率が高い可能性があり、接地極埋設工事が必要となる可能性があります。建設予定地の大地抵抗率調査は敷地造成工事完了後の令和6年3月以降で実施する必要があり、その結果を踏まえ接地極埋設工事の可否を判断し、工法を検討する必要があるかと思料します。建設予定地の大地抵抗率を想定することは困難であるため、大地抵抗率の調査は事業者で行い、接地極埋設工事が必要な場合は別途清算対象になるとの理解でよろしいでしょうか。また参考までに、既設工場建設地の大地抵抗率及び接地状況についてもご教示いただけないでしょうか。 | 接地極埋設工事は、別途清算の対象にはなりません。<br>既設工場建設地の大地抵抗率及び接地状況は不明です。                                                              |
| 46  | 32  | 第1章   | 第8節   | 4 2)     | 電波障害対策工事は工事範囲外とされていますが、電波障害調査も事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                     | ご理解の通りです。                                                                                                          |
| 47  | 33  | 第 1 章 | 第9節   | 3        | 実施設計図書の提出書類について、「なお、図面類については縮小版（A 3判 2つ折製本）も提出すること。」とありますが、「図面類（縮小版）A 3版 3部」の他に「縮小版（A 3版 2つ折製本）」が1部必要と考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                    | 図面類（縮小版）A 3版 3部を2つ折製本で提出して下さい。（個別の要求ではありません。）                                                                      |
| 48  | 34  | 第 1 章 | 第9節   | 3 2)     | 3. 実施設計図書 2) 建築工事関係に(2) 建築構造設計図の記載がありますが、一方で「(5) 構造設計図」の記載もあります。(2)と(5)は同じものと考えてよいでしょうか。また、「(7) 構造計画図」とはどのような図書でしょうか。                                                                                                                                                                                 | (2)と(5)は同義につき(5)は削除します。<br>(7)は「構造計画書」と読み替えて下さい。                                                                   |
| 49  | 41  | 第1章   | 第12節  | 3 5) (2) | 「・・・運営事業者がみなし設置者として電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任し・・・」とありますが、監督官庁（経産省）の許可が得られるならば、建設工事事業者で選任しても宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                   | 不可とします。                                                                                                            |
| 50  | 41  | 第1章   | 第12節  | 3 5) (2) | ボイラ・タービン主任技術者は、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                         | 監督官庁（経産省）への「工事計画書」の提出と施工及び施工管理において支障が無い場合には問題ありません。                                                                |
| 51  | 41  | 第 1 章 | 第12節  | 4        | 負担金について電気、電話のみ記載がありますが、水道に関する負担金はないと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                     | ご理解の通りです。                                                                                                          |
| 52  | 41  | 第 1 章 | 第12節  | 4        | 電力、上水、下水、雨水、電話の本工事の各取合点をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                                      | 電力は添付資料-1の場内第一柱、上水は同資料の受水槽、下水は該当なしです。雨水はNo. 42により開示する敷地造成工事実施設計図面により確認願います。<br>電話については定めていませんが、電力取合い点と同位置になる見込みです。 |
| 53  | 41  | 第 1 章 | 第12節  | 5        | 予備品について、「予備品 2年間」とありますが、予備品は2年間ごとに取り換えるという認識で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                | ここでの要求は建設工事引渡し時点での要求です。その後の補充や管理・維持管理業務によります。                                                                      |
| 54  | 43  | 第 2 章 | 第 1 節 | 1 1) (4) | 階段踏面は240 mm以上とありますが、点検時しか使用しない階段等は建築基準法で定められた210 mm以上とさせていただけないでしょうか。場合によっては、建屋面積を大きく設計する必要があるため、敷地の有効利用が阻害される可能性があります。                                                                                                                                                                               | 記載の通りとします。                                                                                                         |
| 55  | 44  | 第2章   | 第1節   | 2        | 「屋外となる外装材は、ステンレス鋼とする。」とありますがP47には「溶融亜鉛めっき製」と記載されています。どちらでも可という認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                           | 屋外における防熱、保温の外装材はステンレス鋼として下さい。                                                                                      |
| 56  | 46  | 第 2 章 | 第 1 節 | 6 1)     | 建築設備耐震性の甲類については、耐震性に関する要件である設計用水平震度を対象とするものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                             | ご理解の通りです。                                                                                                          |
| 57  | 48  | 第2章   | 第2節   | 1 5) (5) | 計量機に遮断機を設置した場合、搬入車両との接触等のトラブルにつながる可能性があるため、遮断機を設置しないことをお認めいただけませんか。                                                                                                                                                                                                                                   | 進入の可否を明確に表示し、誤進入の防止と誤進入した場合の対応が適切に図られる場合には提案を認めます。                                                                 |
| 58  | 48  | 第2章   | 第2節   | 1 5) (5) | 5) (5)「進入可否を表示できるよう信号機や遮断機などの必要設備を設ける。」とありますが、進入可否を表示できれば信号機のみでも良いという認識で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                     | No57参照                                                                                                             |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目           | 質 問                                                                                                                                                                                    | 回 答                                                                                  |
|-----|-----|-----|-----|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 59  | 49  | 第2章 | 第2節 | 2 2-1        | エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設は画合棟とし、プラットホームを兼用することは可能でしょうか。                                                                                                                           | 不可とします。                                                                              |
| 60  | 50  | 第2章 | 第2節 | 2 2-2        | エネルギー回収型廃棄物処理施設プラットホーム出入口扉（スライド式）開閉時間10秒以内に関し、一般的に開閉幅が5m程度の場合、15秒以上かかります。開閉時間は開閉幅に応じ変更提案可と考えてよろしいでしょうか。                                                                                | 15秒以内として下さい。                                                                         |
| 61  | 50  | 第2章 | 第2節 | 2 2-2 3) (6) | 開閉時間〔10秒〕以内とありますが、開閉時間については安全面を考慮して、〔15秒〕以内とする提案をお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                       | 提案を可とします。                                                                            |
| 62  | 51  | 第2章 | 第2節 | 3 5) (9)     | 投入扉に明瞭に容易に消えないことを条件に床への扉番号の埋込みの代わりとさせていただきます提案をお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                         | 番号を扉に明瞭に記載し、容易に消えないこととすることでこれに代用することを認めます。                                           |
| 63  | 51  | 第2章 | 第2節 | 4            | 「受入ホッパに適時供給する機能を有する」とありますが、受入ホッパは、ごみピットと理解してよろしいでしょうか。また、ごみの展開検査は、ごみ中の危険物・処理困難物などの除去作業を考慮してパッカー車から複数回に分けて投入するものと理解してよろしいでしょうか。                                                         | 「受入れホッパ」は「ごみピット」と読み替えて下さい。展開検査において、2 t パッカー車は1 回で投入します。                              |
| 64  | 53  | 第2章 | 第2節 | 6 5) (4)     | 「ごみ搬入車両とクレーンバケットとの衝突を防ぐよう配慮すること。」とありますが、搬入車両扉開状態で、物理的にクレーンバケットと接触しないようごみ投入扉の戸袋寸法奥行きを確保するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                | ご理解の通りです。                                                                            |
| 65  | 53  | 第2章 | 第2節 | 6. 5) (8)    | 「ごみピットの躯体は、ごみクレーン受梁以上の高さまでSRC造またはRC造とすること」と記載がありますが、防臭上・防振上・構造耐力上支障がない場合はS造をご提案することは可能でしょうか。                                                                                           | 提案を可としますが、運営期間内に防臭等において支障が出た場合は運営事業者の責によって補修等の改善を行うこととします。                           |
| 66  | 53  | 第2章 | 第2節 | 6            | ごみピットを、受入用および貯留用に分割した形式にてご提案することは可能でしょうか。                                                                                                                                              | 不可とします。                                                                              |
| 67  | 55  | 第2章 | 第2節 | 7 4) (7)     | 「クレーン操作室の前面ガラス窓が粉じん等で汚れた場合、清掃ができる窓の構造とし、臭気漏洩対策に万全を期すこと。」とありますが、クレーン操作室の窓を開放し、クレーン操作室からガラス窓(ごみピット側)を清掃するという理解で宜しいでしょうか。その場合、窓構造では防臭が難しいため、ピット側に清掃用簡易通路を設けて窓洗浄をすることを提案させていただいてよろしいでしょうか。 | クレーン操作室の窓を開放し、クレーン操作室からガラス窓(ごみピット側)を清掃するようには考えていません。ピット側に清掃用簡易通路を設けて窓洗浄を行うイメージです。    |
| 68  | 55  | 第2章 | 第2節 | 8 3) (2)     | 入口臭気濃度は事業者選定となっておりますが、想定される入口臭気濃度があればご教示願います。                                                                                                                                          | 想定値はありません。                                                                           |
| 69  | 55  | 第2章 | 第2節 | 8 4) (2)     | 「容量は、ごみピット室の換気回数2 回/h 以上とすること」とありますが、ごみピット室容積は、ごみピット満状態における上部空間の容積との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                      | ご理解の通りです。<br>ただし、ごみピット満状態はプラットホーム床レベルです。                                             |
| 70  | 55  | 第2章 | 第2節 | 8 4) (3)     | 「連続運転時間を全炉休止及び1 炉休止期間以上可能とすること。」とありますが、これは活性炭容量を少なくとも1年間の「全炉休止及び1 炉休止期間以上」交換することなく、その容量を見込むとの理解でよろしいでしょうか。                                                                             | 1 年間の運転のなかで、連続する最長の全炉停止及び1 炉休止期間（2 炉稼働していない期間）において、脱臭装置が連続運転出来るよう求めています。             |
| 71  | 56  | 第2章 | 第2節 | 10           | 積替場の設置目的および積替場から積み出したごみをどこに持っていく計画かをご教示ください。                                                                                                                                           | 何らかのトラブルで炉の運転が不能となった場合、ピット内のごみをごみクレーンで積み出し、車両に積み込むことを想定しています。搬出先は近隣自治体や民間の焼却施設になります。 |
| 72  | 62  | 第2章 | 第2節 | 4-3 5) (2)   | 「焼却炉立上げ時において、ダイオキシン対策に必要な温度に昇温できるものとする」とありますが、これは炉温を850℃まで昇温できるものとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                       | ご理解の通りです。                                                                            |
| 73  | 64  | 第2章 | 第4節 | 1 5) (5)     | シャフト炉ではごみ投入ホッパへのごみの投入はバッチ式であり、ブリッジ検出は不要となるため、レベル指示計の設置は実績に基づいた事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。                                                                                                 | 提案を可とします。                                                                            |
| 74  | 64  | 第2章 | 第4節 | 1 5) (7)     | ホッパステージの床の水洗浄エリアはごみのサンプリングエリアもしくはバケット保管場所のみとさせていただくことをお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                  | 提案を可とします。                                                                            |
| 75  | 65  | 第2章 | 第4節 | 3            | 「3-1ガス化溶融炉本体 3)能力 〔2.73〕 kg/h/炉」とありますが、〔2.73〕 kg/h/炉は誤記と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                  | ご理解の通りです。                                                                            |
| 76  | 72  | 第2章 | 第5節 | 2 1)         | 「スートブロワ形式 電動型蒸気噴射式」とありますが、メタンガスと酸素の爆燃を利用した圧力波式スートブロワの提案は許容されるでしょうか。                                                                                                                    | 提案を可とします。                                                                            |
| 77  | 72  | 第2章 | 第5節 | 2 1)         | スートブロワは、「電動型蒸気噴射式」と記載がありますが、蒸気噴射によるボイラチューブの減肉対策として圧力破式を提案してよろしいでしょうか。                                                                                                                  | No76参照                                                                               |
| 78  | 72  | 第2章 | 第5節 | 2 1)         | 発電量最大化の観点からスートブロワ以外の蒸気を使用しない方法でも実績があれば採用させていただく提案をお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                      | 提案を可とします。                                                                            |
| 79  | 73  | 第2章 | 第5節 | 3 2)         | ボイラ給水ポンプの数量は、2炉構成の施設で多くの実績があり、安定稼働とLCC最小化の両立が可能な3基とする提案をお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                | 提案を可とします。                                                                            |
| 80  | 73  | 第2章 | 第5節 | 3            | ボイラ給水ポンプは、「〔4〕基（1炉2基交互運転）」とありますが、維持管理費低減のために2炉あたり3基（1基共通予備）を提案してよろしいでしょうか。                                                                                                             | No79参照                                                                               |
| 81  | 75  | 第2章 | 第6節 | 6 6-1 4) (1) | タンクには給水（純水）を配管しとありますが、復水で希釈する場合でも純水で希釈する場合と同等の機能を持ち、純水装置の運転・停止に関わらず、常時希釈することができ制御システムのシンプル化につながりますので、タンクへの給水配管は純水に加え、復水も可としていただけないでしょうか。                                               | 不可とします。                                                                              |
| 82  | 80  | 第2章 | 第5節 | 12, 13       | 純水装置をR0膜式とする場合は再生時間が短時間であり、再生時間のバッファを確保する必要がないため、純水を貯留する純水タンクは不要とすることが可能です。純水タンクおよび純水移送ポンプは（必要に応じて設置）とさせていただいてよろしいでしょうか。                                                               | 提案を可とします。                                                                            |
| 83  | 81  | 第2章 | 第6節 | 1 1-3        | 噴射水ポンプの数量が3 基となっておりますが、設備構成上、1基で2炉分とし、もう1基を交互運転用として、計2基で運転上問題ありませんので、2基といただいてもよろしいでしょうか。                                                                                               | 不可とします。                                                                              |
| 84  | 81  | 第2章 | 第6節 | 1            | 適切な水処理計画および炉内水噴霧により排水クロードが成立することを条件に、減温塔を設置しない提案とすることは可能でしょうか。                                                                                                                         | 提案を可とします。                                                                            |
| 85  | 83  | 第2章 | 第6節 | 2            | 付属品 バイパス煙道〔 〕は、必要に応じて設置すると理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                               | ご理解の通りです。                                                                            |
| 86  | 84  | 第2章 | 第6節 | 3 5) (7)     | 「貯留容量は常に基準ごみ時使用量の7 日分以上貯留しておくこと」とありますが、貯槽容量は、少なくとも基準ごみ時使用量の7 日分+αの容量を持ち、α分で通常運転を行うとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                      | ご理解の通りです。（これを全ての薬品に適用するか）                                                            |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目  | 細目           | 質 問                                                                                                                                         | 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|-----|-----|------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 87  | 85  | 第2章 | 第6節  | 4            | 活性炭吹込設備（必要に応じて設置する）は、ダイオキシン類除去および水銀除去設備として設置を計画する上で、排ガス基準値をより安全に管理するため活性炭吹込設備＋触媒の併用を提案してよろしいでしょうか。                                          | 提案を可とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 88  | 89  | 第2章 | 第8節  | 2            | 二次送風機は、その機能を有する排ガス再循環送風機にて代替することを許容頂きたくよろしくお願いします。                                                                                          | 提案を可とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 89  | 89  | 第2章 | 第8節  | 2            | 二次送風機は、維持管理費低減のため、押込送風機との兼用を提案してよろしいでしょうか。                                                                                                  | 提案を可とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 90  | 90  | 第2章 | 第8節  | 3 3-1        | シャフト炉では空気予熱の代わりに酸素付加することで燃焼温度を高めているため、空気予熱器を設置していない施設でも問題なく運転可能で、多数の運転実績があります。空気予熱器は「(必要に応じて設置)」としていただけませんか。                                | 提案を可とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 91  | 92  | 第2章 | 第8節  | 7 5) (3)     | 「階段（外筒頂部まで手摺り付階段を設置する。）及び踊場（排ガス測定口その他）を設けること。」とありますが、外筒頂部まで階段を伸ばすと狭い頂部スペースに階段室を設けなければならなくなります。できましたら頂部はハッチを設けてタラップでの出入りとさせていただけないでしょうか。     | 提案を可とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 92  | 92  | 第2章 | 第8節  | 7. 5) (3)    | 「外筒頂部まで手摺り階段を設置する。」と記載ありますが、最上部の点検口手前3m程度の昇降はタラップと考えてよろしいでしょうか。                                                                             | No91参照                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 93  | 95  | 第2章 | 第9節  | 3 2)         | 「数量 2系列」とありますが、これは①各系1系列×2炉＝2系列②共通系1系列＋予備系列＝2系列 どちらを想定されておりますでしょうか。                                                                         | ①を想定しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 94  | 99  | 第2章 | 第9節  | 8 8-3        | 混練機の稼働時間は、①24時間運転②日中8時間運転のどちらを想定されておりますでしょうか。                                                                                               | 能力算定においては②です。<br>しかし24時間連続運転も可能であることとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 95  | 102 | 第2章 | 第9節  | 10           | 「未処理飛灰を資源化処理する場合に、」とありますが、飛灰の資源化採否の判断は、事業者側に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                            | 通常時には資源化し、非常時のみ薬剤処理のうえ埋立処分することを理想と考えていますが、埋立処分を否定するものではなく、その判断は事業者提案によります。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 96  | 111 | 第2章 | 第10節 | 6 6-6 3) (1) | 処理物バンカでの飛灰の固化を懸念し、飛灰貯留槽と処理物バンカの合計貯留量を基準ごみ7日分以上とし、その内訳は実績に基づき事業者提案とさせていただくことをお認めいただけないでしょうか。                                                 | 飛灰貯留槽は「処理物バンカと併せ基準ごみ7日分以上」とありますが、単に「基準ごみ7日分以上」とします。また処理物バンカは「基準ごみ3日分以上」とします。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 97  | 113 | 第2章 | 第11節 |              | 「生活用水は上水、プラント用水は上水を使用すること」とありますが、上水の使用量制限がある場合は、使用可能量をご教示いただけますでしょうか。                                                                       | 別添資料2に示した送水ポンプの能力が律速となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 98  | 115 | 第2章 | 第11節 | 4 5) (2)     | インバータによる回転制御を行うこととありますが、複数台設置による台数制御でも冷却水の温度制御は可能ですので、台数制御も可として頂けないでしょうか。                                                                   | 提案を可とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 99  | 117 | 第2章 | 第12節 | 1 1-1 1)     | 構造に水密鉄筋コンクリート造とありますが、P53ごみピットと同じく、水密”性”鉄筋コンクリート造との認識でよろしいでしょうか。                                                                             | ごみピットも水密鉄筋コンクリートとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 100 | 117 | 第2章 | 第12節 | 1            | ごみピット排水の処理方式については、排水をごみピット返送し、ごみに吸収させて焼却炉内での蒸発酸化処理方式とする提案としてよろしいでしょうか。                                                                      | 記載の通りとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 101 | 120 | 第2章 | 第12節 | 3            | 排水処理設備の水槽類やポンプ類については、水処理方式により異なりますので、水槽類やポンプ類は参考とさせていただきます。                                                                                 | 提案を可とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 102 | 123 | 第2章 | 第12節 | 4            | 屋根雨水の処理方式については、施設内での利用や植栽への散水を行う方式を提案すると理解してよろしいでしょうか。                                                                                      | ご理解の通りです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 103 | 124 | 第2章 | 第12節 | 5            | 「使用水量以上の雨水は、未処理での放流を可とするが、初期降雨（10mm）相当分は処理を行ったのち放流するものとする。」とありますが、初期降雨(10mm)について処理を行う科学的な根拠をご教示願います。また必要な処理方法を検討するために必要な初期降雨の水質データをご教示願います。 | 初期雨水は大気中の汚染物質や地面に堆積した負荷の洗い出しを伴います。このような汚濁負荷は面源汚濁負荷と呼ばれ、都市部や閉鎖性水域での水質汚濁対策として、これに対する対策が講じられています。ごみ処理施設の敷地内には、収集車が路面に零すごみ污水や灰搬出車両が零す灰加湿水の影響により負荷が堆積します。これらは降雨が頻繁にある時期には大した汚染源とはなりません、長期間降雨の無い期間が続き、久しぶりの降雨となった場合、降雨初期には容認しがたい汚水となる場合があります。これに伴って発生する初期雨水の汚濁はSS分が主成分となりますので、通常簡易なろ過装置で処理しています。なお初期雨水の水質データは実績ではお示し出来ませんので、水質汚濁解析の面減汚濁をキーワードとした各種研究発表の成果を参照下さい。 |
| 104 | 124 | 第2章 | 第12節 | 5            | 「使用水量以上の雨水は、未処理での放流を可とするが、初期降雨（10mm）相当分は処理を行ったのち放流するものとする。」とありますが、初期降雨(10mm)の時間的な間隔などの定義についてご教示願います。                                        | 初期雨水対策が必要となるのは久しぶりに降る降雨です。したがって、1降雨についてのみ考えて下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 105 | 124 | 第2章 | 第12節 | 5            | 「初期降雨（10mm）相当分は処理を行ったのち放流するものとする」とありますが、放流水質上支障がない場合、省略してもよろしいでしょうか。放流水質上支障が無くても、貴広域連合要求水準として必要な場合、雑物の沈殿処理またはスクリーニング処理程度と考えてよろしいでしょうか。      | 省略はできませんが、処理方法は提案を可とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 106 | 130 | 第2章 | 第13節 | 4 4-4 4)     | 屋根雨水処理水槽の付属品に「pH調整剤注入ポンプ」とありますが、雨水処理水の使用用途および放流水質上支障がなければ本設備の設置は省略してよろしいでしょうか。                                                              | ご理解の通りです。<br>(本件、第12節（P124）に記載した事項の質問と判断しました。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 107 | 138 | 第2章 | 第14節 | 3 2) (10)    | 雨量計は一般的に設置されることは多くないかと思料しますが、どのような目的で設置されるかご教示頂けますか。                                                                                        | 広域連合管内気象観測データの一部とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 108 | 141 | 第2章 | 第14節 | 5-2          | 建築機械設備の制御については、プラントのオペレータコンソールとは別のシステムとしてもよろしいでしょうか。                                                                                        | 提案を可とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 109 | 148 | 第2章 | 第15節 | 7            | ダイオキシン類で汚染が予想される場所での作業を行った後は、エアシャワー室でダストを十分に落としたのちに、着衣（タイベック等）を廃棄する前提としていますので、エアシャワー室設備内へのシャワー室、更衣室、洗濯・乾燥機等の設置は不要と考えますがよろしいでしょうか。           | 提案を可とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 110 | 150 | 第2章 | 第16節 | 2 2-2        | マテリアルリサイクル推進施設ブラットホーム出入口扉（スライド式）開閉時間10秒以内に關し、一般的に開閉幅が5m程度の場合、15秒以上かかります。開閉時間は開閉幅に応じ変更提案可と考えてよろしいでしょうか。                                      | 15秒以内として下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 111 | 152 | 第2章 | 第16節 | 5. 5) (6)    | 「ごみピットの躯体は、不燃ごみクレーン受梁以上の高さまでSRC造またはRC造とすること」と記載がありますが、防臭上・防振上・構造耐力上支障がない場合はS造をご提案することは可能でしょうか。                                              | 提案を可とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目  | 細目             | 質 問                                                                                                                                                               | 回 答                                                                                                  |
|-----|-----|-----|------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 112 | 154 | 第1章 | 第16節 | 7 7-3 1)       | 白色発泡トレイ、発泡スチロール用の受入ヤードは、容量を確保できることを前提として、必要に応じて2方壁とすることで小型重機で2方向から寄付くことが可能となり、作業性の向上が期待できます。3方壁でなく2方壁としてもよろしいでしょうか。                                               | 提案を可とします。                                                                                            |
| 113 | 179 | 第2章 | 第25節 | 1 1)           | 構造に水密鉄筋コンクリート造とありますが、P53ごみピットと同じく、水密”性”鉄筋コンクリート造との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                   | 不可とします。                                                                                              |
| 114 | 187 | 第2章 | 第27節 | 4              | 計装用空気圧縮機について「他の空気圧縮機との兼用は不可とする」とありますが、圧縮空気の品質が計装用空気の品質と同程度で、空気槽に十分な余裕を見込むことを条件に、他の空気圧縮機との兼用は可能でしょうか。                                                              | 提案を可とします。                                                                                            |
| 115 | 193 | 第3章 | 第1節  | 1              | 電波障害対策工事が本工事範囲外とされていますが、電波障害調査についても本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                           | ご理解の通りです。                                                                                            |
| 116 | 193 | 第3章 | 第1節  | 1 1)           | 1)資源物ストックヤード棟について、独立した棟としてではなく他の棟内に付設する事は可能という認識で宜しいでしょうか。                                                                                                        | マテリアルリサイクル推進施設棟内に敷設することは可とします。                                                                       |
| 117 | 193 | 第3章 | 第1節  | 1 1)           | 1)造成工事と電波障害対策工事は本工事範囲外となっておりますが、造成工事と電波障害対策工事は行わないという認識で宜しいでしょうか。                                                                                                 | 造成工事は別途工事で行います。<br>電波障害対策工事は不要と考えています。                                                               |
| 118 | 193 | 第3章 | 第1節  | 1 2) (2)       | 工事車両が使用できる復路は現状復旧が必要とありますが、現状復旧する計画に必要な情報である、現計画における道路の形状、仕上状況をご提示ください。                                                                                           | 別添資料4参照                                                                                              |
| 119 | 193 | 第3章 | 第1節  | 1 2) (2)       | 2) (2)の竣工後「復路」となる道路部分は、本建設工事開始時に舗装されているとの理解で宜しいでしょうか。                                                                                                             | 復路と往路の分岐部は本施設建設工事着工時未舗装です。                                                                           |
| 120 | 193 | 第3章 | 第1節  | 1. 2) (2)～(4)  | (4)”これらの道路は～舗装済み”とありますが、工事にて通行可能な往路および復路ともに、舗装済みにて引渡されると考えてよろしいでしょうか？<br>また(3)において”当該道路の舗装工事は～別途工事にて実施”とありますが、工事においてわだち等の支障が発生した場合、請負者にて修復すべき範囲は、復路のみと考えてよいでしょうか。 | 誤記です。これらの道路は未舗装です。舗装工事は本施設建設工事の竣工直前に別途発注しますので、その前にわだち等の支障を修復して下さい。                                   |
| 121 | 194 | 第3章 | 第1節  | 1 2) (3)       | しゅん工後に往路となる道路の舗装工事は、別途工事の記載がございますが、本工事にて路盤の復旧費も別途工事に含むとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                             | 本施設建設工事着工時の状態まで修復して下さい。                                                                              |
| 122 | 194 | 第3章 | 第1節  | 1 3) (4)       | 貴連合監督員用仮設事務所の必要備品をご教示頂けますでしょうか。                                                                                                                                   | 連合監督員用としては不要です。                                                                                      |
| 123 | 195 | 第3章 | 第1節  | 1 5) (4)       | 災害対策「広域連合会議室や見学者説明室以外でも滞在できる配慮を行うこと。」とあります。災害時の一時避難場所として滞在できるスペースは、一時避難者170 人（見学者150人及び従業員20人）を想定し、内閣府防災のガイドラインに準じてスペースを確保するとの理解で宜しいでしょうか。                        | ご理解の通りです。                                                                                            |
| 124 | 195 | 第3章 | 第1節  | 1. 6)          | 測量図、建設用地地質調査資料によること。・・・とありますが、貴広域連合殿にて実施の測量図が有ればご提示願います。                                                                                                          | 希望者には配布しますので申し出てください。<br>ただし、代表企業となるものに限ります。<br>なお、開示に際しては、当該資料の第三者への再開示を禁止するとともに、これを制約する書面の提出を求めます。 |
| 125 | 196 | 第3章 | 第1節  | 1. 8) (8)      | 防災調整池とは、要求水準書 添付-1の中央部に記載がある調整池であると考えてよろしいでしょうか                                                                                                                   | ご理解の通りです。                                                                                            |
| 126 | 196 | 第3章 | 第1節  | 1 9) (2)       | 作業時間は、8時間労働+1時間休憩の前提で原則午前8時～午後5時までとさせていただきませんか。                                                                                                                   | 提案を可とします。                                                                                            |
| 127 | 196 | 第3章 | 第1節  | 1 9) (1)       | 作業日は原則、土・日・祝及び年末・年始を除くとありますが、天候などの都合により平日作業を行えなかった場合は土・日・祝に振り替えて作業することは可能でしょうか。                                                                                   | 振り替えて作業することはあり得ると考えています。                                                                             |
| 128 | 197 | 第3章 | 第1節  | 2 1) (5)       | 1) (5)「敷地外周部分には緩衝緑地帯を設けること。」とありますが、緩衝緑地帯の幅等の指定をご教授頂けますでしょうか。                                                                                                      | 提案によります。                                                                                             |
| 129 | 198 | 第3章 | 第2節  | 1. 1) (9)      | 「適切な箇所にA E D（自動体外式除細動器）1台を設ける」とありますが、AEDの販売は法規上、「高度管理医療機器等販売業の許可」が必要であるため、建設工事で貴広域連合殿に納入することに支障があると考えます。扱いを建設工事の納入物品ではなく、運営備品として運営業務範囲に含めて頂けますようお願いします。           | 意見として参考にします。                                                                                         |
| 130 | 199 | 第3章 | 第2節  | 1 2) (1) ① (ハ) | プラットホーム内は常に負圧を保ち、エアカーテン設置等の万全の臭気対策を行うことで、プラットホームの入口付近（曲がり部）への被覆設置の代わりとさせていただいてもよろしいでしょうか。                                                                         | 提案を可とします。                                                                                            |
| 131 | 199 | 第3章 | 第2節  | 1 2) (1) ① (イ) | ランプウェイの勾配1/12はごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)p. 452に記載の一般的な勾配1/10以下とさせていただいてもよろしいでしょうか。                                                                                 | 記載の通りとします。                                                                                           |
| 132 | 199 | 第3章 | 第2節  | 1 2) (1) ② (ハ) | ごみピット・灰（スラグ）ピットの隅角部は、弊社の設計施工実績に基づきピット底から高さ300 mm程度の範囲において隅切り等の形状を提案させていただいても宜しいでしょうか。                                                                             | 提案を可とします。<br>（本件、1 2) (1) ③ (ハ)に記載した事項の質問と判断しました。）                                                   |
| 133 | 199 | 第3章 | 第2節  | 1 2) (1) ① (ロ) | ランプウェイの幅員は、車両の安全で円滑な通行を確保することを前提に、当社実績による提案をお認めいただけないでしょうか。                                                                                                       | 提案を可とします。                                                                                            |
| 134 | 201 | 第3章 | 第2節  | 1 2) (8)       | (8)「蒸気タービン発電機は浸水水位以上の高さ」に関し、天草市総合防災マップでは浸水深（高さ）の指定がありません。 計画地盤高T.P. 20. 45～20. 60mは浸水水位以上との解釈でよろしいでしょうか。                                                          | ご理解の通りです。                                                                                            |
| 135 | 201 | 第3章 | 第2節  | 1 2) (8), (9)  | 蒸気タービンおよび電気関係室を浸水水位以上の高さに設置することとありますが、天草市防災マップによると建設予定地は浸水エリアに指定されておりません。浸水の恐れが無いと判断し、浸水水位以上に設置することは誤記と考えてよろしいでしょうか。                                              | ご理解の通りです。                                                                                            |
| 136 | 201 | 第3章 | 第2節  | 1. 2) (8) (9)  | (8)蒸気タービン発電機室「③蒸気タービン発電機は浸水水位以上の高さに設置すること。」とありますが、天草市洪水・土砂災害ハザードマップ及び、高潮ハザードマップより、浸水想定区域外となります。浸水水位の高さをご教示ください。また、(9)③電気室、受変電室及びその他主要電気関係室も同様です。                  | No134、135参照                                                                                          |
| 137 | 203 | 第3章 | 第2節  | 1 2) (11) ⑤    | 「見学者通路の有効幅員は〔2. 5〕 m 以上」とありますが、手すり等は除くとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                             | 手すりは除きますが柱型は除きません。                                                                                   |
| 138 | 205 | 第3章 | 第2節  | 1 3) (8)       | 作業員関係諸室（手選別作業従事者用）は、必要なスペースを十分に確保することを前提に、運転員関係諸室と共用してもよろしいでしょうか。もし共用が不可である場合は、その理由をご教示いただけませんか。                                                                  | 提案を可とします。                                                                                            |

| No. | ページ    | 大項目 | 中項目 | 細目                  | 質 問                                                                                                                                                                                                       | 回 答                                                                                                                   |
|-----|--------|-----|-----|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 139 | 207    | 第3章 | 第2節 | 1 4) (1)            | 広域連合事務室の受付カウンターには、夜間の広域連合職員不在時に施設貸出業務等を行えるように事業者事務室等に連絡できるようにすることとありますが、夜間に行う業務を具体的にご教示をお願いします。                                                                                                           | 通常時において夜間業務はありません。災害発生時に避難者が訪れることを想定しています。原則的にそのような場合は広域連合職員が駆けつけますが、それ以前に避難者が到着することを想定しています。                         |
| 140 | 209    | 第3章 | 第2節 | 1 4) (1)            | 「(1)広域連合職員用エリア」の「防災備蓄倉庫」「備品」は貴連合所掌との理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                          | 運営事業者所掌です。                                                                                                            |
| 141 | 211    | 第3章 | 第2節 | 1 5) (2) ④ (Ⅱ), (Ⅲ) | 資源物ストックヤード棟にスラグとメタルが含まれていますが、スラグやメタルのヤードを設ける場合は、資源物ストックヤード棟とは別棟との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                            | ご理解の通りです。                                                                                                             |
| 142 | 212    | 第3章 | 第2節 | 1 5) (4)            | (4)駐輪場に関し駐輪台数をご教示願います。指定がない場合、業者提案としてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                           | 提案によります。                                                                                                              |
| 143 | 213    | 第3章 | 第2節 | 2. 2) (4)           | 復路東側への残土場内処分量に制限がある場合、処分可能量をご提示ください。<br>また、残土処分に際して必要な伐採等は本工事対象外と考えてよろしいでしょうか。加えて、処分後の表層仕上は種子吹付程度としてよろしいでしょうか。                                                                                            | 制限は設定していません。<br>伐採は敷地造成工事で実施済です。<br>表層仕上げはご理解の通りです。                                                                   |
| 144 | 215    | 第3章 | 第2節 | 3 3) (5)            | 3)塩害対策(5)建具に記載の「これら仕上塗装に塩化ゴム塗装・マリンペイント等を考慮する。」は、アルミ製、ステンレス製以外の主にスチール建具への適用と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                  | ご理解の通りです。                                                                                                             |
| 145 | 216    | 第3章 | 第2節 | 4 1) (5)            | ⑨「屋外に設置される鉄骨の塗装仕様は原則ＯＰ仕上げとするが、外部の環境に応じて決定すること。」との記載がありますが、P. 47機械設備工事仕様に「鋼製の屋外歩廊架台、手摺等は亜鉛ドブ付け、マリンペイント塗装等耐食性を考慮した仕上げとすること」との記載もございます。建築工事で設置する屋外鉄骨類もP. 47記載の仕様とすべきかご教示願います。（質問の目的は、各社仕様の均一化を図るためのものです）     | 建築工事で設置する屋外鉄骨類も機械設備工事仕様に準じます。                                                                                         |
| 146 | 219    | 第3章 | 第3節 | 1                   | 貴連合にて実施する造成工事に関する設計図面をご提示願います。                                                                                                                                                                            | No42参照                                                                                                                |
| 147 | 219    | 第3章 | 第3節 | 1 1) (3)            | 法面の保護・仕上の崩壊防止対策においては造成工事の範囲との認識で宜しいでしょうか。民間事業者の範囲の場合は、その仕様と数量をご提示願います。                                                                                                                                    | 敷地造成工事において整形した法面は敷地造成工事の所掌です。<br>調整盤での残土処分により成形された法面は事業者で適切に整形・表層仕上げして下さい。                                            |
| 148 | 219    | 第3章 | 第3節 | 1 1) (2)            | 要求水準書(案)に記載の計画地盤高は造成工事完了後の地盤高さが記載されているという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                    | ご理解の通りです。                                                                                                             |
| 149 | 219    | 第3章 | 第3節 | 1 1) (2)            | 本事業の建設工事完了後の地盤レベルを計画地盤高に記載のTP+20. 45～20. 60にする場合、掘削土量および残土処分量削減のため、造成工事完了時の地盤高さを下げさせていただき協議をさせていただけないでしょうか。<br>また、その場合に下げた地盤に雨水等が溜まらないように造成工事にて、仮設排水を設置していただくことをお願いいたします。                                 | 本事業落札者との契約締結後、設計協議の中である程度の要望には対応可能です。                                                                                 |
| 150 | 219    | 第3章 | 第3節 | 1 1) (2)            | 造成工事完了後の地盤高さをTP+20. 45～20. 60とする場合は残土発生量を抑制するため、計画地盤高は事業者提案とさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                      | 道路（往路）との摺り付けや造成盤外周の排水設備に支障のない範囲においてのみ可能です。                                                                            |
| 151 | 219    | 第3章 | 第3節 | 1 1) (2)            | 造成工事の造成完了レベルのうち、工事予定範囲及び工事で使用可能な範囲はTP+20. 45～20. 60と考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                          | ご理解の通りです。                                                                                                             |
| 152 | 219    | 第3章 | 第3節 | 1                   | 建築予定地の敷地境界線内側において、土壌汚染（自然由来含む）や地中障害などが発覚した場合は、別途協議頂けると考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                        | ご理解の通りです。<br>ただし、現況において存在する三面張り水路のブロック積、水路底コンクリート、道路部コンクリート舗装、重力式擁壁、法尻部かごマットは残地のままです。また、敷地造成工事で敷設する地下排水管はこの対象ではありません。 |
| 153 | 223    | 第3章 | 第4節 | 1. 1)               | 空気調和設備の設計用外気条件に極値を用いることは、過剰な設備となり、省エネルギー上も不利となるため、一般に行いません。空調用設計外気条件は要求水準書（案）P3に示される最高気温37. 6℃や最低気温-7. 0℃ではなく、国交省営繕部監修「建築設備設計基準」に示される「熊本」の空調設計用外気条件を用いるものとしてよろしいでしょうか。                                    | ご理解の通りです。                                                                                                             |
| 154 | 223    | 第3章 | 第4節 | 1 1)                | 空調等の設計基準の内の、温度条件の外気等の設定については、建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に記載されている熊本の外気温等を採用してよろしいでしょうか。                                                                                                                       | No153参照                                                                                                               |
| 155 | 224    | 第3章 | 第4節 | 4 1)                | P. 202(10)の運転員関係諸室のエレベータ仕様には、「工場内見学箇所が複数階にある場合、運営事業者用エレベータとは別に見学者用エレベータを設置すること。」とありますので、P. 224 4 1)の工場棟見学者用エレベータは見学箇所が複数階に無い場合は、エレベータを設置する必要はないものと思料します。そのため、4 1)の工場棟見学者用エレベータは(必要に応じて設置する)と理解して宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。<br>しかしこの場合は、見学者がこれを利用することに配慮して下さい。                                                                          |
| 156 | 224    | 第3章 | 第4節 | 4 2)                | 工場棟人荷用エレベータをP. 202表中に記載の運営事業者用エレベータと同義と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                      | ご理解の通りです。<br>しかし、運営事業者用兼見学者用である場合に、これが荷役用も兼ねることは避けて下さい。                                                               |
| 157 | 228    | 第3章 | 第5節 | 3. 8) (1)           | 「敷地内各所に防犯カメラを設置し、リアルタイム及び録画映像を中央制御室及び管理棟広域連合事務室で確認できるものとする。」とありますが、P139、P186に示されるITVカメラで同様の目的を担える場合、兼用してもよろしいでしょうか。                                                                                       | 提案を可とします。                                                                                                             |
| 158 | 添付資料1  |     |     |                     | 住民協定等で煙突等の位置が決まっているのであればご教示願います。特に指定がない場合は工場棟含め配置計画は自由提案と解釈してよろしいでしょうか。                                                                                                                                   | ご理解の通りです。                                                                                                             |
| 159 | 添付資料-1 |     |     |                     | 添付資料-1に「受水槽」とありますが、本工事で使用する等が必要でしょうか。記載意図と内容をご教示下さい。                                                                                                                                                      | 当該位置が上水の取合い点となります。                                                                                                    |
| 160 | 添付資料-1 |     |     |                     | 建設予定地から県道本渡牛深線を新施設用の復路として整備される道路の計画幅員についてご教示ください。                                                                                                                                                         | 別添資料4参照                                                                                                               |
| 161 | 添付資料-1 |     |     |                     | 既存施設付近から調整池に向かう排水路が、計画予定地を横断しています。<br>造成に伴い、迂回又は暗渠等に切替えられると推察しますが、切替え後の排水路の位置等をご教示ください。                                                                                                                   | 当該排水は地下排水設備となります。<br>別添資料1を参照                                                                                         |
| 162 | 添付資料-1 |     |     |                     | 往路・復路について、工事開始時点で道路の舗装を除く部分（路床、路盤）は完了していると考えてよろしいでしょうか。<br>その場合、以下の事項について教えていただけますでしょうか。<br>①工事側で引き継ぐ時点での状況（縁石や側溝、道路下埋設物の有無とその種類・範囲など）。<br>②別途の舗装工事のために引き渡す条件。                                            | ①横断暗渠があります。路盤は路床まで完了しています。側溝や縁石は設置しません。<br>②全て本施設工事着工前の状態に復旧して下さい。                                                    |
| 163 | 添付資料-1 |     |     |                     | 『敷地境界線』に囲まれたエリアが2ヶ所記載されています。<br>右側の敷地境界線に囲まれたエリアの造成高さをご提示いただけますでしょうか。                                                                                                                                     | 往路の道路側溝に向かって0. 5%で傾斜しており、20. 60～20. 30の範囲です。                                                                          |

| No. | ページ    | 大項目 | 中項目 | 細目 | 質 問                                                                                                              | 回 答                                                     |
|-----|--------|-----|-----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 164 | 添付資料-1 |     |     |    | 『敷地境界線』、『工事中使用可能』範囲（県道接続部）が、平面図に記載されています。<br>工事で使用して良い範囲について、上記2つ及び往路（バリケードまで）・復路以外にもあればご提示いただけますでしょうか。          | これ以外の用地について使用を希望する場合には、往路の県道接続部にも復路県道接続部と同程度の用地が提供できます。 |
| 165 | 添付資料-4 |     |     |    | 不可抗力リスクの内容に記載がある、増加費用に関する内容のほか、工期の延長についても協議の対象としていただけるものと考えてよろしいでしょうか                                            | 本件、実施方針に関する質問と判断しました。<br>該当部分に同種の質問回答がありますので参照下さい。      |
| 166 |        |     |     |    | 要求水準書(案)で質問をした内容が、(入札公告時に公表される要求水準書で記載の変更がなければ、(案)での質疑回答内容が、)入札公告時の要求水準でも設計・建設業務編、運営・維持管理業務編ともに有効との認識でよろしいでしょうか。 | 有効ではありません。                                              |
| 167 |        |     |     |    | 本事業用地内は、全て貴連合所有のものであり、法定外公共物などは存在しないと考えてよろしいでしょうか。もし、存在する場合においても本事業着工までに廃止や付替え等の手続きが完了すると考えてよろしいでしょうか。           | ご理解の通りです。                                               |

3. 要求水準書（案）運営・維持管理業務編に関する質問・意見

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 細目   | 質 問                                                                                                                                                                                                                                                    | 回 答                                                              |
|-----|-----|-----|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1   | 2   | 第1章 | 第1節 | 3    | 本業務対象施設の概要に「9) 進入道路（旧施設門扉まで）」とありますが、以下についてご教示ください。<br>①進入道路とは「添付資料-1 本施設対象区域」に明記されている「往路」及び「復路」と考えてよろしいでしょうか。その場合、図面の範囲外となっている往路の始点をご教示ください。<br>②進入道路の所有者は貴連合と考えてよろしいでしょうか。<br>③搬入道路と進入道路に関する業務としては日常の点検・清掃業務であり、舗装などのメンテナンスは運営事業者の業務所掌外と考えてよろしいでしょうか。 | ①ご理解の通りです。往路の始点は別添資料5を参照下さい。<br>②連合の所有です。<br>③ご理解の通りです。          |
| 2   | 6   | 第1章 | 第3節 | 3    | 生活環境影響調査書を公表いただけませんか。                                                                                                                                                                                                                                  | 入札公告時に公表の予定です。                                                   |
| 3   | 7   | 第1章 | 第3節 | 8    | 「2) 緊急時・事故時等は、「第1章 第3節 11 緊急時対応」に基づくこと。」とありますが、「第1章 第3節 11 急病等への対応」と読み替えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                    | 誤記に付き、「第1章 第3節 11 急病等への対応」を「第6章 第3節」と読み替えて下さい。                   |
| 4   | 13  | 第2章 | 第2節 | 表2.1 | 第3種電気主任技術者について、電気保安協会等への業務委託が可能との理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                          | ご理解の通りです。                                                        |
| 5   | 14  | 第3章 | 第2節 | 1    | 「(2) ごみの計量は、全ての車両2度計量とすること。」とありますが、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ及び資源物の混載持込み車両に対しては、ごみ種毎に個別に計量を行う必要があると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                     | ご理解の通りです。                                                        |
| 6   | 14  | 第3章 | 第2節 | 4    | 「徴収した料金は、広域連合が定める方法によって広域連合の指定金融機関へ引き渡すこと。」とありますが、指定金融機関へ引き渡し頻度、年間の徴収金額の実績値についてご教示ください。                                                                                                                                                                | 2週間に1回程度。徴収金額はR2年度実績で39,708件で、15,684,750円です。ただし、今後、料金改定を予定しています。 |
| 7   | 14  | 第3章 | 第2節 | 4 1) | 直接搬入者からの徴収した料金は、広域連合が定める方法によって広域連合の指定金融機関へ引き渡すがありますが、引き渡しについては毎日引き渡しをするとの理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                  | ご理解の通りです。                                                        |
| 8   | 15  | 第3章 | 第2節 | 5 2) | マテリアルリサイクル推進施設の受付時間について、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時までとありますが、1項のエネルギー回収型廃棄物処理施設では(午前12時から午後1時を除く)となっています。マテリアルリサイクル推進施設の受付時間についても同様に(午前12時から午後1時を除く)と理解してよろしいでしょうか。                                                                                          | ご理解の通りです。                                                        |
| 9   | 15  | 第3章 | 第2節 | 5    | エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設の直接搬入者について、搬入時間が明記されていますが、直接搬入者の事前予約の有無をご教示ください。また、事前予約が「有」の場合は事前予約対応の所掌についてご教示ください。                                                                                                                                     | 事前予約制度はありません。                                                    |
| 10  | 15  | 第3章 | 第2節 | 5    | マテリアルリサイクル推進施設受付時間は、エネルギー回収型廃棄物処理施設同様、午前12時から午後1時を除くという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                   | No8参照                                                            |
| 11  | 16  | 第3章 | 第4節 | 3)   | 「運営事業者は、広域連合より小動物の処理の依頼があった場合は処理すること。」とありますが、想定されている小動物の荷姿、大きさ、予想数量についてご教示ください。                                                                                                                                                                        | 箱または袋等で搬入、イノシシ(成獣は搬入されない)は、最大で1日5～6頭程度と想定されます。                   |
| 12  | 17  | 第3章 | 第8節 | -    | 最終生成物等の資源化について事業者の所掌となっておりますが、民間の資源先では社会情勢の変化等に大きく左右されるため、民間の資源化先に対して受入単価の確約及び20年間の受入を確約することが困難と想定されます。したがって、事業者では長期にわたり予測できないリスクを保有する可能性が強いため、貴連合の所掌として、再度ご検討頂けませんか。（貴連合の当初計画であった最終処分場の将来的な整備を含めて、搬出先の確保について再検討頂けませんか）                                | 記載の通りとします。                                                       |
| 13  | 17  | 第3章 | 第8節 | 1)   | 「運営事業者は最終生成物等の資源化計画書を策定し、自らの責任で最終生成物の場外搬出を行うとともに資源化を行うこと。」とありますが、運営事業者は廃掃法第七条の「環境省令で定める者」並びに同施行規則第二条一項の「市町村の委託を受け」た者に該当し、一般廃棄物収集運搬業の許可がなくとも、運搬車両が公道を走行できる扱いとなるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                          | S P Cについてはご理解の通りです。<br>S P Cから他者に委託する場合は連合との三者契約が必要です。           |
| 14  | 17  | 第3章 | 第8節 | 1)   | 最終生成物等で売却益が発生する場合の帰属先は運営事業者とありますが、実施方針P7、2) 運営・維持管理業務に係る対価においては、資源物の売却益は広域連合に帰属するとあります。後者を正として考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                            | 前者が正です。                                                          |
| 15  | 17  | 第3章 | 第8節 | 2)   | スラグは貴連合、もしくは構成市町が発注する公共事業での再利用はないものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                      | 現在のところ、直接利用はないものと考えています。                                         |
| 16  | 17  | 第3章 | 第8節 | 3)   | 焼却（溶融）処理不適物は本施設内に一定期間保管し広域連合に引き渡すものとありますが、処理不適物の処分費、運搬費は貴連合負担と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                            | ご理解の通りです。                                                        |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目  | 細目 | 質 問                                                                                                                                                                                                                                                  | 回 答                                                                                         |
|-----|-----|-----|------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 17  | 17  | 第3章 | 第8節  | 4) | 本事業において資源化困難なものとして、民間事業者が確保する処分場にて運営期間中の２０年間最終処分が必要なものとは、実施方針 添付資料-3 (1/2)の通り、ストーカ方式の主灰・飛灰以外のもの、および同方式の鉄、アルミ等の有価物を除く不燃残渣が該当するという理解でよろしいでしょうか。<br>また、資源化困難なものを除いた資源化物の全量資源化の達成状況については、広域連合様が定期的なモニタリングを実施し、達成できていない場合には、何らかのペナルティを設けるという理解でよろしいでしょうか。 | 前段はご理解の通りです。<br>後段のモニタリングの実施まではご理解の通りですが、資源化物の全量資源化が達成できないことによるペナルティーはありません。ただし、今後の情勢によります。 |
| 18  | 17  | 第3章 | 第9節  | 2  | 本事業においては発電電力の逆潮(売電)に制限は無いという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                            | ご理解の通りです。                                                                                   |
| 19  | 18  | 第3章 | 第10節 |    | 性能試験の実施に「要求水準書 設計・建設業務編 第Ⅱ編「第1章 第7節 1 引渡性能試験」」とありますが、要求水準書（案）【設計・建設編】「第1章 第6節 2 引渡性能試験」と読み替えてよろしいでしょうか。また、性能試験を実施する時期及び回数についてご教示ください。                                                                                                                | 前段はご理解の通りです。<br>後段については「第1章 第4節 5 10)」における性能試験の他、それに至るまでの中間時点（概ね運営開始10年目前後）で1回実施して下さい。      |
| 20  | 18  | 第1章 | 第10節 |    | 要求水準書 設計・建設業務編 第Ⅱ編「第1章 第7節 1 引渡性能試験」のうち、運営開始後に実施する項目について、具体的にどの項目が該当するか教えて頂けますでしょうか。                                                                                                                                                                 | No19参照<br>（本件、第3章10節に記載した事項の質問と判断しました。）                                                     |
| 21  | 18  | 第3章 | 第12節 | 1) | 「年末年始や大型連休後の搬入車両が多くなる繁忙期は、必要に応じて誘導員を増員し、円滑なごみの受け入れ、場内の混雑や場外の渋滞の軽減に努めること。」とありますが、想定されている繁忙期の時期、日数、搬入台数実績についてご教示ください。                                                                                                                                  | 繁忙期は年末年始と大型連休直後です。本渡地区清掃センターの実績では、昨年度5月が最も多く、452台／日でした。                                     |
| 22  | 18  | 第3章 | 第12節 | 2) | [2]見学者により駐車場が混雑した場合または混雑が予想される場合においても必要に応じて誘導員を配置し、混雑の緩和や安全の確保に努めること。」とありますが、以下についてご教示ください。<br>①本業務が発生する想定の間日数<br>②年間の日別、時間別の見学者の来訪実績                                                                                                                | ①本渡地区清掃センターでの実績では、年間25日程度、月２～３日程度です。<br>②実績は不明です。                                           |
| 23  | 23  | 第4章 | 第7節  | 1) | 「1) 運営事業者は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）平成27 年3 月改訂 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」」とありますが、最新版である「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）令和3 年3 月改訂 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課」と読み替えてよろしいでしょうか。                                                                 | ご理解の通りです。                                                                                   |
| 24  | 32  | 第7章 | 第2節  |    | 植栽管理については、建設予定地の敷地境界線内の維持管理との理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                            | ご理解の通りです。                                                                                   |
| 25  | 32  | 第7章 | 第4節  | 1) | 「見学者の受付、記録、管理及び説明は、原則として運営事業者にて行うこと」とありますが、以下についてご教示ください。<br>①見学者の事前予約の有無<br>②見学者の受入れ日時<br>③事前予約のない自由見学者への対応の要否                                                                                                                                      | ①事前予約は有るものとします。<br>②年中無休、午前9時～午後3時（午前12時～午後1時を除く）<br>③不要ですが、予約なしに来場された方にはその旨丁寧に説明して下さい。     |
| 26  | 32  | 第7章 | 第4節  | 6) | 「見学者受入人数の想定については、年間3,600人を想定している。」とありますが、見学者対応人数を想定するために以下についてご教示ください。<br>①一般者、小学生、地方自治体職員及び議員などの内訳<br>②月ごとの団体数及び1団体あたりの最大・平均人数の実績                                                                                                                   | ①不明です。<br>②月20団体程度、最大70～80人程度、平均は20名程度です。                                                   |
| 27  | 32  | 第7章 | 第4節  | 6) | 年間 3,600 人のうち、小学生の社会科見学は何人／回くらいを想定しているのでしょうか。<br>過去の年間実績、月当たりの実績等ありましたらご教示願います                                                                                                                                                                       | No26参照                                                                                      |
| 28  | 33  | 第7章 | 第5節  | 3) | 「広域連合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること」とありますが、既設工場において結ばれている協定は本施設に引き継がれるとの理解でよろしいでしょうか。上記である場合は、既に結ばれている協定があれば内容についてご教示ください。                                                                                                                               | 前段は未定です。<br>本渡市楠浦町第4分館地区との「本渡地区清掃センターの操業に関する協定書」があり、公害防止対策、環境整備対策公害監視、その他の対策等が含まれています。      |
| 29  | 33  | 第7章 | 第5節  | 3) | 広域連合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守することとありますが、要求水準に示されたに排ガス規制値や各種規制や測定回数の上乗せなど、現時点で想定されている項目があればご教示願います。                                                                                                                                                      | No28参照                                                                                      |
| 30  | 33  | 第7章 | 第6節  | 1) | 防災備蓄品のうち、消費（正味）期限がある飲料水や保存食について、期限切れた場合の交換に関する費用負担はどちらになりますでしょうか。                                                                                                                                                                                    | 運営事業者の負担です。                                                                                 |